

原発本第147号

令和4年12月28日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申請者名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、下記のとおり玄海原子力発電所2号炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 九州電力株式会社

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所

所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

三 発電用原子炉の名称

名 称 玄海原子力発電所 2号原子炉

四 変更に係る事項

令和2年3月18日付け原規規発第2003184号をもって認可を受け、令和2年12月25日付け原規規発第2012253号をもって変更認可を受けた玄海原子力発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述を別紙のとおり変更する。

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 性能維持施設

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

五 変更の理由

(1) 性能維持施設の変更

2号炉に貯蔵している使用済燃料の崩壊熱の減少に伴い、性能維持施設による冷却が不要となったことから、これに係る性能維持施設を変更する。また、今後の設備運用を踏まえ、廃液蒸発装置を1号炉設置設備から2号炉設置設備へ変更するとともに濃縮液バッヂタンクの維持台数を変更する。

(2) 廃止措置対象施設の変更

令和 3 年 4 月 28 日付け原規規発第 2104282 号をもって発電用
原子炉設置変更許可を受けた使用済燃料乾式貯蔵施設に係る記載
を追加する。

(3) その他、記載の適正化を行う。

別紙

変更の内容

四 廃止措置対象施設及びその敷地

廃止措置対象施設及びその敷地の記述の一部を、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
四 廃止措置対象施設及びその敷地 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲（1／3）			四 廃止措置対象施設及びその敷地 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲（1／3）			
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{*1}	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{*1}	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
	燃料体	燃料集合体		燃料体	燃料集合体	
	原子炉容器	原子炉容器		原子炉容器	原子炉容器	
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料取替装置		核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取替装置	
		燃料移送装置 ^{*1*2}		燃料移送装置 ^{*1*2}		
		除染装置 ^{*1*2}		除染装置 ^{*1*2}		
		使用済燃料輸送容器 ^{*1}		使用済燃料輸送容器 ^{*1}		
		核燃料物質貯蔵設備		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	新燃料貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備 ^{*1*2}		
		使用済燃料貯蔵設備 ^{*1*2}		使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{*1*3}		
		蒸気発生器		蒸気発生器		
		1次冷却材ポンプ		1次冷却材ポンプ		
		1次冷却材管		1次冷却材管		
	2次冷却設備	加圧器		加圧器		
		主蒸気管		主蒸気管		
		蒸気タービン		蒸気タービン		
		タービンバイパス設備		タービンバイパス設備		
	非常用冷却設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁		主蒸気安全弁及び大気放出弁		
		高圧注入系		高圧注入系		
		低圧注入系		低圧注入系		
	その他の主要な事項	蓄圧注入系		蓄圧注入系		
		化学水処理設備		化学水処理設備		
		余熱除去設備		余熱除去設備		
		原子炉補機冷却水設備		原子炉補機冷却水設備		

※1：1号炉との共用施設

※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設

※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設

※4：3号炉との共用の運用開始前までは2号炉にて、共用の運用開始後は3号炉にて施設管理を実施

※1：1号炉との共用施設

※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設

※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設

※4：3号炉との共用の運用開始前までは2号炉にて、共用の運用開始後は3号炉にて施設管理を実施

- ・廃止措置対象施設の変更（使用済燃料乾式貯蔵施設の追加に伴う変更）

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

注) 二点鎖線枠は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

注) 二点鎖線枠は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法の記述の一部を、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2. 廃止措置の全体概要</p> <p>解体の対象となる施設は、廃止措置対象施設のうち、3号又は4号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く全てである。解体対象施設を第5.1表に示す。また、解体対象施設の配置を第5.1図に示す。</p> <p>廃止措置の工事は、汚染状況の調査等の解体工事準備を行うこと及び放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉周辺設備等解体撤去期間、原子炉等解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間の4つの期間に区分して行う。</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）及び新燃料貯蔵設備（以下「2号内燃料貯蔵設備」という。）外への核燃料物質の搬出は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で行い、2号内燃料貯蔵設備の解体は、それぞれの貯蔵設備から核燃料物質の搬出後に行う。なお、燃料集合体の保管については、「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に示す。</p> <p>廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。核燃料物質の貯蔵設備については、核燃料物質が貯蔵されている期間は、臨界防止、水位及び漏えいの監視、浄化冷却、給水の機能を維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋等については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの期間は、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2. 廃止措置の全体概要</p> <p>解体の対象となる施設は、廃止措置対象施設のうち、3号又は4号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く全てである。解体対象施設を第5.1表に示す。また、解体対象施設の配置を第5.1図に示す。</p> <p>廃止措置の工事は、汚染状況の調査等の解体工事準備を行うこと及び放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉周辺設備等解体撤去期間、原子炉等解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間の4つの期間に区分して行う。</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）及び新燃料貯蔵設備（以下「2号内燃料貯蔵設備」という。）外への核燃料物質の搬出は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で行い、2号内燃料貯蔵設備の解体は、それぞれの貯蔵設備から核燃料物質の搬出後に行う。なお、燃料集合体の保管については、「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に示す。</p> <p>廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。核燃料物質の貯蔵設備については、核燃料物質が貯蔵されている期間は、臨界防止、水位及び漏えいの監視、浄化、給水の機能を維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋等については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの期間は、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊 熱減少に伴う変更)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>管理する。換気設備については、管理区域解除までの期間は、換気機能を維持管理する。放射性廃棄物の廃棄施設は、放射性廃棄物の処理を完了するまでの期間は、処理機能を維持管理する。これらの機能確保に関連する放射線管理設備、非常用電源設備等については、関連する設備の供用が終了するまでの期間は、その機能を維持管理する。</p> <p>汚染の除去は、解体工事に当たって講じる安全確保対策等を目的として行う。</p>	<p>する。換気設備については、管理区域解除までの期間は、換気機能を維持管理する。放射性廃棄物の廃棄施設は、放射性廃棄物の処理を完了するまでの期間は、処理機能を維持管理する。これらの機能確保に関連する放射線管理設備、非常用電源設備等については、関連する設備の供用が終了するまでの期間は、その機能を維持管理する。</p> <p>汚染の除去は、解体工事に当たって講じる安全確保対策等を目的として行う。</p>	(変更なし)

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
	<p>第 5.1 図 解体対象施設の配置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（最新図面の反映） 廃止措置対象施設の変更（使用済燃料乾式貯蔵施設の追加に伴う変更）

注) 二点鎖線枠は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

六 性能維持施設

性能維持施設の記述の一部を、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>六 性能維持施設</p> <p>1. 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、<u>原子炉補機冷却水設備</u>、<u>消火設備</u>等の廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設について、使用済燃料が2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出又は1号及び2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から構内運搬に係る使用の終了までの期間、燃料落下防止、臨界防止及び浄化<u>冷却</u>等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が2号内燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間、燃料落下防止及び臨界防止の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(6) 非常用電源設備について、<u>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備</u>（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料搬出完了又は建屋解体前までの期間、原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、<u>それぞれの設備</u>に要求される電源供給の機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>1. 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、消火設備等の廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設について、使用済燃料が2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出又は1号及び2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から構内運搬に係る使用の終了までの期間、燃料落下防止、臨界防止及び浄化等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が2号内燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間、燃料落下防止及び臨界防止の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(6) 非常用電源設備について、建屋解体前までの期間、原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、設備に要求される電源供給の機能及び性能を維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊 熱減少に伴う変更) ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊 熱減少に伴う変更) ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊 熱減少に伴う変更)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
(7) その他原子炉補機冷却水設備等の安全確保上必要な設備について、安全確保上必要な期間、 <u>それぞれの設備</u> に要求される機能及び性能を維持管理する。	(7) その他の安全確保上必要な設備について、安全確保上必要な期間、設備に要求される機能及び性能を維持管理する。	・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊 熱減少に伴う変更)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前					変更後					備 考																																																										
第 6.1 表 性能維持施設 (1 / 14)																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉施設の一般構造 その他の主要な構造</td><td rowspan="2"></td><td>原子炉補助建屋*（補助遮へい・使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット）</td><td>1式</td><td>既許認可どおり 放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 線源となる設備の解体完了まで</td><td rowspan="2">原子炉補助建屋*（補助遮へい・使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット）</td><td rowspan="2"></td><td>既許認可どおり 放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 線源となる設備の解体完了まで</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="4"></td></tr> <tr> <td>原子炉補助建屋*</td><td></td><td>既許認可どおり 放射線遮へい・防止機能</td><td>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 管理区域解除まで</td><td>既許認可どおり 放射性物質漏えい・防止機能</td><td>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 管理区域解除まで</td></tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体 放射線遮へい体</td><td rowspan="4"></td><td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td><td>1式</td><td>既許認可どおり 放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 炉心支持構造物等の解体完了まで</td><td rowspan="4">原子炉本体 放射線遮へい体</td><td rowspan="4"></td><td>既許認可どおり 放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 炉心支持構造物等の解体完了まで</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td><td>1式</td><td>既許認可どおり 放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td><td>既許認可どおり 放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td></tr> </tbody> </table>											施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間			設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数			原子炉施設の一般構造 その他の主要な構造		原子炉補助建屋*（補助遮へい・使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット）	1式	既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 線源となる設備の解体完了まで	原子炉補助建屋*（補助遮へい・使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット）		既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 線源となる設備の解体完了まで			原子炉補助建屋*		既許認可どおり 放射線遮へい・防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 管理区域解除まで	既許認可どおり 放射性物質漏えい・防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 管理区域解除まで	原子炉本体 放射線遮へい体		原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 炉心支持構造物等の解体完了まで	原子炉本体 放射線遮へい体		既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 炉心支持構造物等の解体完了まで	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数																																																											
原子炉施設の一般構造 その他の主要な構造		原子炉補助建屋*（補助遮へい・使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット）	1式	既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 線源となる設備の解体完了まで	原子炉補助建屋*（補助遮へい・使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット）		既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 線源となる設備の解体完了まで																																																											
		原子炉補助建屋*		既許認可どおり 放射線遮へい・防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 管理区域解除まで			既許認可どおり 放射性物質漏えい・防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 管理区域解除まで																																																											
原子炉本体 放射線遮へい体		原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 炉心支持構造物等の解体完了まで	原子炉本体 放射線遮へい体		既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 炉心支持構造物等の解体完了まで																																																											
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。			既許認可どおり 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																											
第 6.1 表 性能維持施設 (2 / 14)																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備</td><td rowspan="4"></td><td>使用済燃料貯蔵設備</td><td>1系統</td><td>既許認可どおり 浄化・冷却機能</td><td>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで</td><td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備</td><td rowspan="4"></td><td>使用済燃料貯蔵設備</td><td>既許認可どおり 浄化機能</td><td>使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで</td><td rowspan="2"></td><td></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td><td>1基</td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td></tr> </tbody> </table>											施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間			設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数			核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可どおり 浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	既許認可どおり 浄化機能	使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで			燃料取替用水タンク	1基	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。															
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数																																																											
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可どおり 浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	既許認可どおり 浄化機能	使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで																																																										
		燃料取替用水タンク	1基	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。			既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。																																																											
第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 14)																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備</td><td rowspan="4"></td><td>使用済燃料貯蔵設備</td><td>1系統</td><td>既許認可どおり 浄化・冷却機能</td><td>使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで</td><td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備</td><td rowspan="4"></td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td><td>1基</td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td></tr> </tbody> </table>											施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間			設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数			核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可どおり 浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備		既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。			燃料取替用水タンク	1基	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。																
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数																																																											
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可どおり 浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備		既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。																																																											
		燃料取替用水タンク	1基	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。			既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。																																																											
第 6.1 表 性能維持施設 (4 / 14)																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>設備(建屋)名称</th><th>維持台数</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備</td><td rowspan="2"></td><td>使用済燃料貯蔵設備</td><td>1系統</td><td>既許認可どおり 浄化・冷却機能</td><td>使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで</td><td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備</td><td rowspan="2"></td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td><td>1基</td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td><td>既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td><td>内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。</td></tr> </tbody> </table>											施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間			設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数			核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可どおり 浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備		既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。			燃料取替用水タンク	1基	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。																
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数					設備(建屋)名称	維持台数																																																											
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可どおり 浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備		既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。																																																											
		燃料取替用水タンク	1基	既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。			既許認可どおり 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂や変形等の有する欠陥がない状態であること。																																																											

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

- ・性能維持施設の変更
(廃液蒸発装置の変更)

- ・性能維持施設の変更
(使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更)

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前					変更後					備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第 6.1 表 性能維持施設 (5 / 14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉冷却系装置</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>冷却機能</td> <td>性能維持施設で冷却水を供給できる状態であることを示す。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料搬出下に貯蔵するため費用済燃料搬出完了まで</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ボンブ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>(自動起動機能は除く。)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタック</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の処理施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であることを示す。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補助建屋ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>補助建屋ドレンタンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>補助建屋サンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)</td></tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>補助建屋ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建屋サンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (5 / 14)</td></tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間					設備(建屋)名称	維持台数					原子炉冷却系装置	その他の主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	1基	既許認可どおり	冷却機能	性能維持施設で冷却水を供給できる状態であることを示す。	2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料搬出下に貯蔵するため費用済燃料搬出完了まで					原子炉補機冷却水ボンブ	1台	既許認可どおり	(自動起動機能は除く。)							原子炉補機冷却水サージタック	1基	既許認可どおり								放射性廃棄物の処理施設	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	原子炉補助建屋排気筒	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であることを示す。	放射性気体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	原子炉補助建屋排気筒	2基	既許認可どおり	廃液貯蔵タンク	2基	既許認可どおり		内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	廃液貯蔵タンク	2基	既許認可どおり	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可どおり				格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可どおり	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既許認可どおり				補助建屋ドレンタンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	補助建屋ドレンタンク*	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	補助建屋サンプタンク	1基	既許認可どおり	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり				格納容器サンプ	1基	既許認可どおり	廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり						廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり						廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり						復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり						濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり						A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり						B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり						洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり						第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>補助建屋ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建屋サンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (5 / 14)</td></tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間					設備(建屋)名称	維持台数					放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	補助建屋ドレンタンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	補助建屋サンプタンク	1基	既許認可どおり				洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり	格納容器サンプ	1基	既許認可どおり				廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり				廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり				廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり	廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり				復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり	廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり				濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	2基	既許認可どおり	廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり				A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり						濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり						第 6.1 表 性能維持施設 (5 / 14)											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)</td></tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間					設備(建屋)名称	維持台数					放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり				廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり	廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり				廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり	廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり				廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり	復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり				復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり	濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり				濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	2基	既許認可どおり	A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり				A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり						洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり						廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり						第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)										
施設区分			設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
原子炉冷却系装置	その他の主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	1基	既許認可どおり	冷却機能	性能維持施設で冷却水を供給できる状態であることを示す。	2号炉原子炉補助建屋内での使用済燃料搬出下に貯蔵するため費用済燃料搬出完了まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		原子炉補機冷却水ボンブ	1台	既許認可どおり	(自動起動機能は除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		原子炉補機冷却水サージタック	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
放射性廃棄物の処理施設	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	原子炉補助建屋排気筒	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であることを示す。	放射性気体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	原子炉補助建屋排気筒	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		廃液貯蔵タンク	2基	既許認可どおり		内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで		廃液貯蔵タンク	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可どおり					格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既許認可どおり					補助建屋ドレンタンク	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	補助建屋ドレンタンク*	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	補助建屋サンプタンク	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり					格納容器サンプ	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>補助建屋ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建屋サンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (5 / 14)</td></tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間					設備(建屋)名称	維持台数					放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	補助建屋ドレンタンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	補助建屋サンプタンク	1基	既許認可どおり				洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり	格納容器サンプ	1基	既許認可どおり				廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり				廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり				廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり	廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり				復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり	廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり				濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	2基	既許認可どおり	廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり				A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり						濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり						第 6.1 表 性能維持施設 (5 / 14)											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)</td></tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間					設備(建屋)名称	維持台数					放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり				廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり	廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり				廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり	廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり				廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり	復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり				復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり	濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり				濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	2基	既許認可どおり	A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり				A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり						洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり						廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり						第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)																																																																																																																																																																																																			
施設区分			設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	補助建屋ドレンタンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		補助建屋サンプタンク	1基	既許認可どおり					洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		格納容器サンプ	1基	既許認可どおり					廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり					廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり					廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり					復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり					濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり					A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 6.1 表 性能維持施設 (5 / 14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th colspan="4"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水脱塩塔*</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃液蒸留水タンク*</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復水器冷却水放水口*</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッヂタンク*</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク*</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)</td></tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間					設備(建屋)名称	維持台数					放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり				廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり	廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり				廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり	廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり				廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり	復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり				復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり	濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり				濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	2基	既許認可どおり	A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり				A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり						洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり						廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり						第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施設区分			設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを示す。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	放射性廃棄物の発発生設備(液体廃棄物処理設備)	洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり					廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり					廃液蒸留水脱塩塔*	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり					廃液蒸留水タンク*	6基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり					復水器冷却水放水口*	1式	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		濃縮液バッヂタンク*	3基	既許認可どおり					濃縮液バッヂタンク(1号炉との共用施設のうち2号炉設置設備)*	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり					A薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		B薬品ドレンタンク*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		洗浄排水タンク*	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		廃液蒸発装置(1号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)*	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

*: 1号炉のみとの共用施設

*: 1号炉のみとの共用施設

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

- ・性能維持施設の変更
(使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更)

- ・記載の適正化(記載箇所の変更)

- ・記載の適正化(記載箇所の変更)

- ・性能維持施設の変更
(廃液蒸発装置の変更)

- ・性能維持施設の変更
(濃縮液バッヂタンクの変更)

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前							変更後							備 考	
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数							設備(建屋)名称	維持台数				
その他原 子炉の付 属施設	非常用電 源設備	ディーゼル発電機	1台	既許認可 どおり	電源供給 機能	非常用高圧母線に接続しているが、蓄電池設置へ電源を供給できる状態である。 (動機起動及び自動起動電機運転は除く。)	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ビットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	その他原 子炉の付 属施設	非常用電 源設備	蓄電池	1組	既許認可 どおり	電源供給 機能	直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態である。	建屋解体前まで
		蓄電池	1組	既許認可 どおり	電源供給 機能	直流水母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	建屋解体前まで		その他原 子炉の付 属施設	キャスク保管建屋*	1式	既許認可 どおり	放射線遮 へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	1号及び2号炉原 子炉補助建屋内の 使用済燃料ビットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで
その他主 要施設	原子炉補 助施設	原子炉 補助建 屋内 海水 貯槽	海水ポンプ	1台	既許認可 どおり	冷却機能 （自動起動電機運転は除く。）	性能維持施設へ海水を供給できる状態である。	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ビットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで	※：1号炉のみとの共用施設						

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

核燃料物質の管理及び譲渡しの記述の一部を、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵、又は2号炉原子炉補助建屋から、専用の使用済燃料輸送容器に収納し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：1号、2号及び4号炉共用）に搬出し、貯蔵する。なお、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）外へ搬出する。また、既に4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に搬出した使用済燃料については、譲り渡すまでの期間、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて貯蔵する。2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は2号炉にて管理し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は4号炉にて管理する。使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能、除染機能、水位及び漏えいの監視機能、浄化冷却機能及び給水機能（ほう素濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p>	<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵、又は2号炉原子炉補助建屋から、専用の使用済燃料輸送容器に収納し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：1号、2号及び4号炉共用）に搬出し、貯蔵する。なお、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）外へ搬出する。また、既に4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に搬出した使用済燃料については、譲り渡すまでの期間、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて貯蔵する。2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は2号炉にて管理し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は4号炉にて管理する。使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能、除染機能、除熱機能、密封機能、放射線遮へい機能、水位及び漏えいの監視機能、浄化機能及び給水機能（ほう素濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（機能の明確化） ・性能維持施設の変更（使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更）

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。</p> <p>これらの核燃料物質の貯蔵に係る保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から全ての使用済燃料を搬出し終えた後は、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉の全ての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	<p>2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。</p> <p>これらの核燃料物質の貯蔵に係る保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から全ての使用済燃料を搬出し終えた後は、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉の全ての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	(変更なし)

添付書類

今回の変更申請に係る玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可
申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る
工事作業区域図

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき
期間に関する説明書

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図の記述の一部を、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

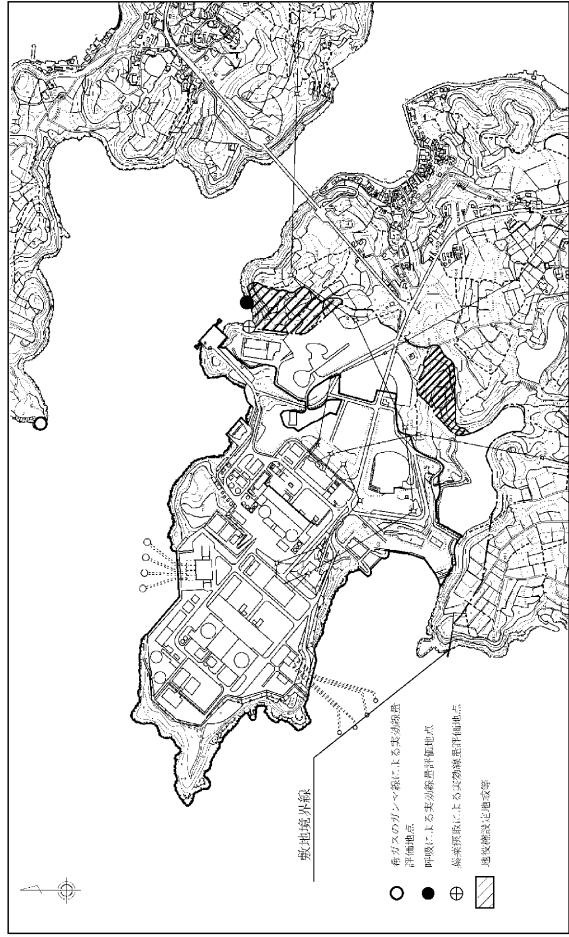
変更前	変更後	備 考
<p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事 作業区域図</p> <p>第 2.1.1 図 廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事 作業区域図</p> <p>第 2.1.1 図 廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（最新図面の反映） 廃止措置対象施設の変更（使用済燃料乾式貯蔵施設の追加に伴う変更）

注) 二点鎖線枠は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p>  <p>第3.2.1図 評価地点</p>	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p>  <p>第3.2.1図 評価地点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（最新図面の反映） 廃止措置対象施設の変更（使用済燃料乾式貯蔵施設の追加に伴う変更）

注) 二点鎖線枠は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考												
<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及び性能</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>廃止措置期間中は、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮へい機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、廃止措置期間中は、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>建屋及び構築物の機能及び性能維持施設を第 6.3.1 表に示す。</p> <p>第 6.3.1 表 建屋及び構築物の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機能</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">放射線遮へい機能</td><td style="padding: 5px;">原子炉補助建屋（補助遮へい（<u>使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット</u>）） 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キャスク保管建屋</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">放射性物質漏えい防止機能</td><td style="padding: 5px;">原子炉補助建屋 原子炉格納容器</td></tr> </tbody> </table> <p>原子炉格納容器については、廃止措置期間中、原子炉冷却材喪失事故等は発生しないため、「事故時の気密性」及び「事故時の格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能」は維持管理しない。</p> <p>「放射線遮へい機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態で 	機能	性能維持施設	放射線遮へい機能	原子炉補助建屋（補助遮へい（ <u>使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット</u> ）） 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キャスク保管建屋	放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及び性能</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>廃止措置期間中は、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮へい機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、廃止措置期間中は、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>建屋及び構築物の機能及び性能維持施設を第 6.3.1 表に示す。</p> <p>第 6.3.1 表 建屋及び構築物の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機能</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">放射線遮へい機能</td><td style="padding: 5px;">原子炉補助建屋（補助遮へい（<u>廢液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット</u>）） 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キャスク保管建屋</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">放射性物質漏えい防止機能</td><td style="padding: 5px;">原子炉補助建屋 原子炉格納容器</td></tr> </tbody> </table> <p>原子炉格納容器については、廃止措置期間中、原子炉冷却材喪失事故等は発生しないため、「事故時の気密性」及び「事故時の格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能」は維持管理しない。</p> <p>「放射線遮へい機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態で 	機能	性能維持施設	放射線遮へい機能	原子炉補助建屋（補助遮へい（ <u>廢液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット</u> ）） 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キャスク保管建屋	放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器	<p>・性能維持施設の変更 (廃液蒸発装置の変更)</p>
機能	性能維持施設													
放射線遮へい機能	原子炉補助建屋（補助遮へい（ <u>使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット</u> ）） 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キャスク保管建屋													
放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器													
機能	性能維持施設													
放射線遮へい機能	原子炉補助建屋（補助遮へい（ <u>廢液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット</u> ）） 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キャスク保管建屋													
放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器													

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考																				
<p>であること。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質貯蔵設備の機能及び性能維持施設を第6.3.3表に示す。</p> <p>第6.3.3表 核燃料物質貯蔵設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td><td>新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）</td></tr> <tr> <td>水位及び漏えいの監視機能</td><td>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）</td></tr> <tr> <td>浄化冷却機能</td><td>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）</td></tr> <tr> <td>給水機能</td><td>燃料取替用水タンク</td></tr> </tbody> </table> <p>核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料ピット水浄化冷却設備については、廃止措置期間中、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、使用</p>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）	浄化冷却機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）	給水機能	燃料取替用水タンク	<p>であること。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質貯蔵設備の機能及び性能維持施設を第6.3.3表に示す。</p> <p>第6.3.3表 核燃料物質貯蔵設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td><td>新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）</td></tr> <tr> <td>水位及び漏えいの監視機能</td><td>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）</td></tr> <tr> <td>浄化機能</td><td>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）</td></tr> <tr> <td>給水機能</td><td>燃料取替用水タンク</td></tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）	浄化機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）	給水機能	燃料取替用水タンク	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) 性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) 性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更)
機能	性能維持施設																					
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）																					
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）																					
浄化冷却機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）																					
給水機能	燃料取替用水タンク																					
機能	性能維持施設																					
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）																					
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）																					
浄化機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）																					
給水機能	燃料取替用水タンク																					

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p><u>済燃料ピットの冷却に必要な 1 系統を維持管理する。</u></p> <p>燃料取替用水タンクについては、廃止措置期間中、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。</p> <p>「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 ・新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 <p>「水位及び漏えいの監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。 ・使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。 <p>「浄化冷却機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。 ・使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 <p>「給水機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>なお、使用済燃料を 2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵</p>	<p>燃料取替用水タンクについては、廃止措置期間中、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。</p> <p>「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 ・新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 <p>「水位及び漏えいの監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。 ・使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。 <p>「浄化機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。 <p>「給水機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>なお、使用済燃料を 2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) <ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更)

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補1「3. 性能維持施設の機能及び<u>その性能</u>」の追補」にて補足する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設 b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中は、放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</p>	<p>設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補1「3. 性能維持施設の機能及び性能」の追補」にて補足する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設 b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中は、放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（表現の統一）

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考										
<p>第 6.3.5 表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機能</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち<u>1</u>号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク A薬品ドレンタンク </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち<u>2</u>号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち<u>2</u>号炉設置設備) A薬品ドレンタンク </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (廃液蒸発装置の変更) ・性能維持施設の変更 (濃縮液バッチタンクの変更) </td></tr> </tbody> </table> <p>廃液蒸発装置については、廃止措置期間中、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔及び復水器冷却水放水口を除く）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置及び廃液蒸留水脱塩塔）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>1</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク A薬品ドレンタンク	放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) A薬品ドレンタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (廃液蒸発装置の変更) ・性能維持施設の変更 (濃縮液バッチタンクの変更) 	<p>第 6.3.5 表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機能</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち<u>2</u>号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち<u>2</u>号炉設置設備) A薬品ドレンタンク </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち<u>2</u>号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち<u>2</u>号炉設置設備) A薬品ドレンタンク </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (廃液蒸発装置の変更) ・性能維持施設の変更 (濃縮液バッチタンクの変更) </td></tr> </tbody> </table> <p>廃液蒸発装置については、廃止措置期間中、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔及び復水器冷却水放水口を除く）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置及び廃液蒸留水脱塩塔）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) A薬品ドレンタンク	放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) A薬品ドレンタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (廃液蒸発装置の変更) ・性能維持施設の変更 (濃縮液バッチタンクの変更) 	
機能	性能維持施設											
放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>1</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク A薬品ドレンタンク	放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) A薬品ドレンタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (廃液蒸発装置の変更) ・性能維持施設の変更 (濃縮液バッチタンクの変更) 										
機能	性能維持施設											
放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) A薬品ドレンタンク	放射性廃棄物処理機能 廃液貯蔵タンク 格納容器冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液バッチタンク (1号炉との共用施設のうち <u>2</u> 号炉設置設備) A薬品ドレンタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (廃液蒸発装置の変更) ・性能維持施設の変更 (濃縮液バッチタンクの変更) 										

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考								
<p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（復水器冷却水放水口）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>廃止措置期間中は、<u>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は、使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用電源を喪失した際ににおいても冷却を行う必要がある。また、商用電源を喪失した際ににおいても作業者が建屋から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。</u>このため、商用電源を喪失した際に<u>使用済燃料の冷却及び</u>非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.12 表に示す。</p> <p>第 6.3.12 表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">機能</th><th style="text-align: center; width: 50%;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電源供給機能</td><td style="text-align: center;">ディーゼル発電機 蓄電池</td></tr> </tbody> </table> <p>常用電源設備のうちディーゼル発電機については、廃止措置期間中、商用電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な 1 台を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動（10 秒以内の電圧確立）</p>	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池	<p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（復水器冷却水放水口）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>廃止措置期間中は、商用電源を喪失した際ににおいても作業者が建屋から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため、商用電源を喪失した際に非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.12 表に示す。</p> <p>第 6.3.12 表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">機能</th><th style="text-align: center; width: 50%;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電源供給機能</td><td style="text-align: center;">蓄電池</td></tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	電源供給機能	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更)
機能	性能維持施設									
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池									
機能	性能維持施設									
電源供給機能	蓄電池									

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考						
<p><u>機能</u>」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</p> <p>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>蓄電池については、廃止措置期間中、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1組を維持管理する。</p> <p>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>c. その他の安全確保上必要な設備</p> <p>廃止措置期間中は、b. で記載したとおり、安全確保上、<u>使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.13 表に示す。</u></p> <p>第 6.3.13 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設</th> </tr> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サービスタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水ポンプ）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）につ</p>	施設		機能	性能維持施設	冷却機能	原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サービスタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）		<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更)
施設								
機能	性能維持施設							
冷却機能	原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サービスタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）							
	<p>蓄電池については、廃止措置期間中、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1組を維持管理する。</p> <p>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>c. その他の安全確保上必要な設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) 						

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考								
<p>いっては、廃止措置期間中、事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく、また、海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、1台又は1基を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため、原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</p> <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。 「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は、以下のとおりである。 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。 <p>また、廃止措置期間中は、商用電源喪失時においても作業者が建屋から安全に避難できるよう、安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.14 表に示す。</p> <p>第 6.3.14 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持 施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td><td>非常用照明</td></tr> </tbody> </table> <p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明が点灯できる状態であること。 	機能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<p>廃止措置期間中は、商用電源喪失時においても作業者が建屋から安全に避難できるよう、安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.13 表に示す。</p> <p>第 6.3.13 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持 施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td><td>非常用照明</td></tr> </tbody> </table> <p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明が点灯できる状態であること。 	機能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) 記載の適正化（表削除に伴う付番変更）
機能	性能維持施設									
照明機能	非常用照明									
機能	性能維持施設									
照明機能	非常用照明									

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考								
<p>(7) その他の安全対策</p> <p>d. 火災の防護については、廃止措置期間中、火気作業や可燃物を取り扱う必要があることから「消火機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全対策の機能及び性能維持施設を第 6.3.15 表に示す。</p> <p>第 6.3.15 表 その他の安全対策の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th><th style="text-align: center;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">消火機能</td><td style="text-align: center;">消火設備（消火配管、消火栓）</td></tr> </tbody> </table> <p>可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要なため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓から放水できる状態であること。 <p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化冷却機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p>	機能	性能維持施設	消火機能	消火設備（消火配管、消火栓）	<p>(7) その他の安全対策</p> <p>d. 火災の防護については、廃止措置期間中、火気作業や可燃物を取り扱う必要があることから「消火機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全対策の機能及び性能維持施設を第 6.3.14 表に示す。</p> <p>第 6.3.14 表 その他の安全対策の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th><th style="text-align: center;">性能維持施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">消火機能</td><td style="text-align: center;">消火設備（消火配管、消火栓）</td></tr> </tbody> </table> <p>可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要なため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓から放水できる状態であること。 <p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p>	機能	性能維持施設	消火機能	消火設備（消火配管、消火栓）	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（表削除に伴う付番変更） ・性能維持施設の変更（使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更）
機能	性能維持施設									
消火機能	消火設備（消火配管、消火栓）									
機能	性能維持施設									
消火機能	消火設備（消火配管、消火栓）									

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>商用電源喪失時に安全確保のために必要な「電源供給機能」及び性能は、<u>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで又は建屋を解体する前まで維持管理する。</u></p> <p>c. その他安全確保上必要な設備</p> <p><u>使用済燃料を冷却するために必要な「冷却機能」及び性能は、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>また、<u>商用電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「照明機能」及び性能は、各建屋を解体する前まで維持管理する。</u></p>	<p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>商用電源喪失時に安全確保のために必要な「電源供給機能」及び性能は、建屋を解体する前まで維持管理する。</p> <p>c. その他<u>安全確保上必要な設備</u></p> <p>商用電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「照明機能」及び性能は、各建屋を解体する前まで維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更) ・記載の適正化（表現の統一） ・性能維持施設の変更 (使用済燃料の崩壊熱減少に伴う変更)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
目 次	目 次	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（表現の統一）

追補1 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補

- | | |
|---|--------|
| I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃
料の評価について | 6-追-1 |
| II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について | 6-追-3 |
| III. 玄海2号炉 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価に
ついて | 6-追-17 |
| IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャ
イン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について | 6-追-33 |

追補1 「3. 性能維持施設の機能及び性能」の追補

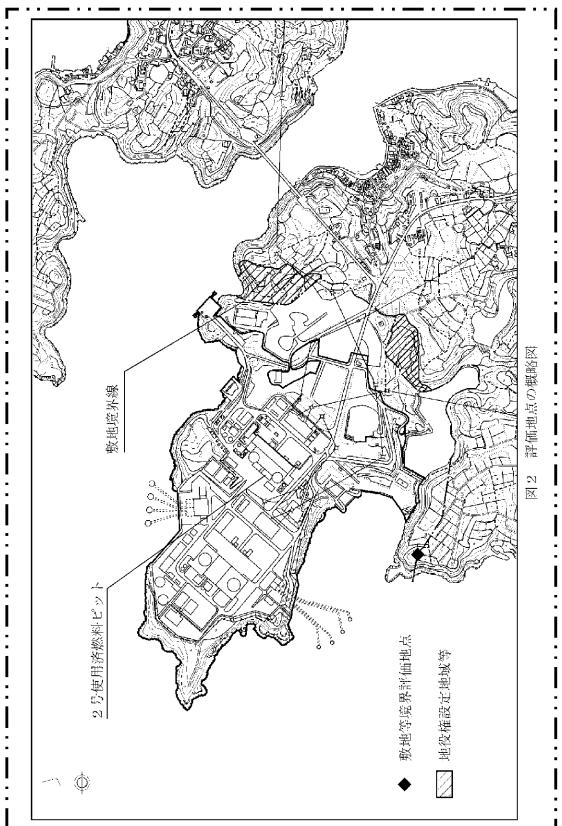
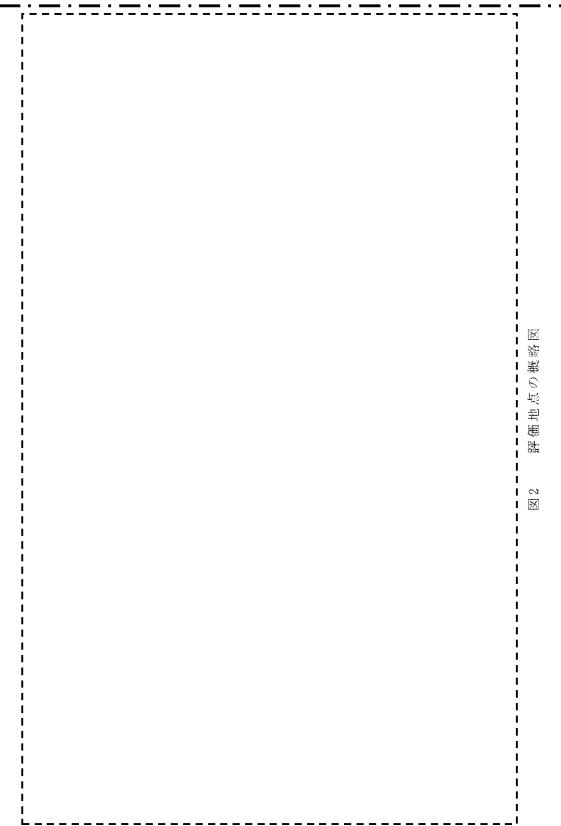
- | | |
|---|--------|
| I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃
料の評価について | 6-追-1 |
| II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について | 6-追-3 |
| III. 玄海2号炉 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価に
ついて | 6-追-17 |
| IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャ
イン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について | 6-追-33 |

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>追補 1</p> <p>「3. 性能維持施設の機能及び<u>その性能</u>」の追補</p> <p>添付書類六「3. 性能維持施設の機能及び<u>その性能</u>」の記述に次の通り追補する。</p>	<p>追補 1</p> <p>「3. 性能維持施設の機能及び性能」の追補</p> <p>添付書類六「3. 性能維持施設の機能及び性能」の記述に次の通り追補する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（表現の統一）

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について</p>  <p>図2 評価地点の範囲図</p>	<p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について</p>  <p>図2 評価地点の範囲図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（最新図面の反映） 廃止措置対象施設の変更（使用済燃料乾式貯蔵施設の追加に伴う変更）

注) 二点鎖線枠は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。